

市有財産売払い 競争見積実施要領 (旧尾崎保育所ピアノ一式)

【参加申込期間及び場所】

期 間 令和5年8月29日(火)～令和5年9月8日(金)
(上記の期間の閉庁日を除く午前9時から午後5時まで)
場 所 阪南市役所 1階 こども未来部こども政策課

【見積書提出期限及び場所等】

日 時 令和5年9月22日(金) 12時(正午)
場 所 阪南市役所 1階 こども未来部こども政策課

【注意】

この見積に参加を希望される方は、事前に申込みが必要です。
この実施要領の記載内容を十分把握した上で、ご参加ください。

阪 南 市

1 見積物件

品名 旧尾崎保育所ピアノ一式

○アップライトピアノ（ヤマハ製、品番・製造番号：U-1H#1992771・

U-1H#1781121・U-1H#2691440・U-1H#3096767)

計4台

○グランドピアノ（ヤマハ製、品番・製造番号：G-2E#1813140）1台

数量 合計5台

最低売却価格 ￥180,000.-（税込）

物件（旧尾崎保育所ピアノ）の仕様書	
基本情報	
○アップライトピアノ	
メーカー	ヤマハ
品番・製造番号	U-1H#1992771・U-1H#1781121・U-1H#2691440・U-1H#3096767
寸法	高さ130cm×間口（横幅）155cm×奥行60cm
鍵盤	88鍵（7オクターブ1/4）
ペダル数	3本
本体の色	黒
キャスター	シングルキャスター
○グランドピアノ	
メーカー	ヤマハ
品番・製造番号	G-2E#1813140
寸法	高さ102cm×間口（横幅）148cm×奥行154cm
鍵盤	88鍵（7オクターブ1/4）
ペダル数	2本
本体の色	黒
キャスター	シングルキャスター
引渡時保管場所	旧阪南市立尾崎保育所 阪南市尾崎町四丁目23番2号
ピアノ等の状況	・①アップライトピアノ4台 昭和49年2台・昭和53年1台・昭和55年1台購入 ②グランドピアノ1台

	<p>昭和 49 年 1 台購入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年に 1 回調律を実施（ただし、令和 4 年閉園後実施未） ・長年の使用劣化により、本体にキズ、汚れ等あり。
引渡条件	<ul style="list-style-type: none"> ・現有姿による引渡しとします。いかなる場合でも、引渡し後の返金・返品・交換はできません。また、阪南市は担保責任を負いません。 ・ピアノを個別に売払うことはできません。 ・移送の手配及び費用負担は落札者で負担してください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・上記内容は職員の目視によるもので、正確なピアノの状況を説明するものではありませんので、入札ピアノ公開期間に実際に確認をして入札に参加してください。

2 見積の方法

競争見積により、阪南市が定める最低売却価格以上の金額で、最高価格で見積した者を売却予定者とし、売買契約を締結する。

3 見積の参加資格

- (1) 法人又は個人（市内外を問わない）で、あらかじめ本競争見積参加の申込みをした者
- (2) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 精神の機能の障害により契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（ただし、契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができ、それを証明する医師の診断書を提出できる者を除く。）
 - イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者
 - ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

- カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは見積代理人として使用する者
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者
- (5) 地方自治法第239条第2項に規定する物品に関する事務に従事する普通地方公共団体の職員でない者
- (6) 阪南市公共工事等暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者（(2)キに掲げる者を除く。）又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（(2)キに掲げる者を除く。）でないこと。
- (7) 阪南市入札参加停止要綱第5条に規定する入札参加停止でない者

4 見積物件の下見

見積物件の下見を希望する者は、あらかじめ下記に連絡の上、調整すること。

公開日時：令和5年8月29日（火）～令和5年9月8日（金）

（上記の期間の閉庁日を除く午前9時から午後4時まで）

公開場所：旧阪南市立尾崎保育所

（大阪府阪南市尾崎町四丁目23番2号）

連絡先：阪南市役所こども未来部こども政策課

電話番号：072-471-5678（代表）

072-489-4518（直通）

※当該ピアノは、経年劣化等による錆や傷、装備等の不具合があると思われるため、

下見を行うことを推奨する。(見積後の苦情等には、一切応じない。)

5 見積参加申込方法

この見積に参加を希望する者は、下記により事前に申込みをすること。

(1) 申込期間

令和5年8月29日(火)～令和5年9月8日(金)

(上記の閉庁日を除く午前9時から午後5時まで)

(2) 申込場所

阪南市役所 1階 こども未来部こども政策課

(大阪府阪南市尾崎町35番地の1)

(3) 申込方法

上記場所に、持参又は郵送(郵送の場合は、「書留」又は「簡易書留」にて、上記期間までに必着のこと。)

(4) 申込みに必要な書類

見積参加希望者は次の書類を提出すること。ただし、本市の競争入札参加資格者名簿(物品・役務)に搭載されている者は、①から③のみの提出で可とする。

【個人で申し込む場合】

① 競争見積参加申込書(様式1)

② 阪南市暴力団排除条例に係る誓約書(様式2)

③ 委任状(代理人に委任する場合のみ)(様式3)

④ 使用印鑑届(様式4)

⑤ 印鑑登録証明書(市町村発行)

⑥ 身元証明書(市町村発行)

⑦ 納税証明書(直近1年間分)

(a)個人の市町村税(居住地の市町村長発行、未納のない証明書)

【法人で申し込む場合】

① 競争見積参加申込書(様式1)

② 阪南市暴力団排除条例に係る誓約書(様式2)

③ 委任状(代理人に委任する場合)(様式3)

④ 使用印鑑届(様式4)

- ⑤ 印鑑登録証明書（法務局発行）
- ⑥ 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
- ⑦ 納税証明書（直近1年間分）
 - (a) 法人税及び消費税（税務署発行、様式その3の3）
 - (b) 本社の法人事業税（本社所在地の都道府県税事務所発行）

※ ⑤～⑦は明確な複写（コピー）で代用することができるものとする。

※ ⑤～⑦の証明書は、令和5年6月30日以降の発行のものとすること。

※ 提出された書類は返還しない。

6 見積参加申込にあたっての留意事項

- (1) 見積に参加を希望する者は、この見積実施要領、物件仕様書及び市有財産売買契約書（案）の各条項並びに見積物件の法令上の規制を全て承知した上で、参加申込及び見積を行うこと。
- (2) 見積者は、1件の見積において他の見積者の代理人となることはできない。また、代理人は、1件の見積において複数の見積者の代理人となることはできない。
- (3) 参加受付後、次のいずれかに該当することとなった場合は、その受付を無効とする。
 - ① 申込資格がないことが判明したとき。
 - ② 参加申込書に虚偽の記載があったとき。

7 質問の方法について

見積に関して質問がある場合は、市指定の質疑書（様式5）に内容を記入の上、下記提出先へ直接持参または、FAX、電子メールにより送信すること。ただし、FAX及び電子メール送信の場合は、併せて電話連絡を行うこと。なお、電話による質疑及び回答は行わない。

(1) 質問の期間

令和5年8月29日（火）～令和5年9月8日（金）

（持参の場合は、上記の期間のうち、閉庁日を除く午前9時から午後5時まで。）

(2) 質問の提出先

阪南市役所 1階 こども未来部こども政策課

FAX番号：072-473-3504

電子メール：k-seisaku@city.hannan.lg.jp

電話連絡：072-471-5678（代表）

072-489-4518（直通）

(3) 質問への回答方法

令和5年9月20日（水）までに、阪南市ウェブサイトにて回答する。

8 契約保証金

免除とする。

9 見積書提出期限及び場所等

日 時：令和5年9月22日（金） 12時00分（正午）

場 所：阪南市尾崎町35番地の1（〒599-0292）

阪南市役所 1階 こども未来部こども政策課

方 法：上記場所に持参又は郵送（郵送の場合は、「書留」又は「簡易書留」にて、
上記期限までに必着のこと。）

10 見積に関する注意事項

- (1) 見積書は、本市指定様式（様式6）を使用すること。見積者は、**見積書の見積者欄**に住所、氏名を記入し（会社等の団体のときは、所在地、商号又は名称及び代表者職氏名を記入し）、使用印鑑を鮮明に押印すること。
- (2) 代理人が見積する場合は、見積者欄の記入に加え（見積者の印鑑は不要）、**代理人欄**に代理人の住所、氏名を記入し、委任状に使用した代理人の印鑑を鮮明に押印すること。
- (3) 見積書に記載する金額は、1円の整数倍を単位とし、契約希望金額の100分の110に相当する金額（消費税及び地方消費税を含んだ金額）とすること。
- (4) 見積書は、ボールペン等の訂正が容易にできない筆記用具により記載すること。
なお、**数字の直前には「¥」を必ず記入**すること。
- (5) 見積者は、提出（郵送）した見積書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (6) 不正な見積が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、見積を中止又は期日を延期することがある。

1 1 見積の無効

次に掲げる事項に該当した場合は、当該見積は無効とする。

- (1) 見積書に記載すべき事項を欠き、又は見積書に記載した文字が判読できないとき。
- (2) 見積書に記名押印、「¥」の記入がないとき。
- (3) 見積金額を改ざんし、又は訂正したとき。
- (4) 代理人の見積の場合において、委任状の提出がないとき。
- (5) 見積者若しくはその代理人が同一の見積において他の見積者の代理人となり、又は数人が共同して見積したとき。
- (6) 見積に参加する資格のない者が見積したとき。
- (7) 見積に関し不正な行為を行ったとき又は不正な行為が行われたおそれが非常に強いと認められるとき。
- (8) その他見積に関する条件に違反したとき。

1 2 売却予定者の決定方法

- (1) 有効な見積を行った者のうち、見積書に記載された金額が最低売却価格以上の金額で、最高の価格をもって見積した者を売却予定者とする。
- (2) 売却予定者となるべき者が2人以上いるときは、くじ引きにより売却予定者を決定する。くじ引きをする日程などについては、対象者に別途通知するものとする。なお、この場合、見積者又は代理人は、くじ引きを辞退できない。

1 2 - 2 見積り結果の通知方法

見積り結果は、見積書提出期限後、数日以内に、阪南市ウェブサイトにて掲示し、売却予定者には別途通知する。

1 3 契約締結及び売買代金の納付等について

- (1) 売買契約は、必ず売却予定者の名義で締結すること。
- (2) 市と売却予定者との売買契約は、見積終了後10日以内に、阪南市こども未来部こども政策課において、市有財産売買契約書により締結する。
- (3) 売却予定者は、契約締結後10日以内に、売買代金の全額を市の指定する方法により納付すること。

(4) ピアノの引渡しは、売買代金の納付が確認できた後に行う。

14 その他

(1) 売買代金の納付は、現金又は本市財務規則に規定する有価証券とし、使用する通貨は、日本国通貨に限るものとする。

(2) ピアノの状態はピアノ公開時の現状渡しとし、買受人は、売買契約締結後、物件に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(3) 市有財産売買契約書締結後引き渡しまでの間において、災害及び盗難などによる事故が発生しても、阪南市はその責を一切負わない。

(4) ピアノの引渡し後、搬送中などに発生した事故及び故障等についても、売却予定者の責任とし、阪南市はその責を一切負わない。

(5) 売却予定者が売買契約に定める義務を履行しないときは、市は売買契約を解除することができる。

(6) 売却予定者が売買契約に定める義務を履行しないため市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(7) この競争見積実施要領に記載されていない事項で必要なものは、地方自治法施行令、阪南市財務規則等の定めるところにより阪南市長が決定する。

問い合わせ先

阪南市こども未来部こども政策課 湯川

電話番号：072-471-5678 (代表)

072-489-4518 (直通)